

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(CO2削減ポテンシャル診断推進事業のうちCO2削減ポテンシャル診断事業)  
公募要領

平成28年4月  
一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合

一般社団法人低炭素エネルギー技術事業組合（以下「組合」という。）では、環境省から平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（CO2削減ポテンシャル診断推進事業）の交付決定を受け、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制するためのCO2削減ポテンシャル診断事業に対する補助金を交付する事業を実施します。

本補助金の目的及び概要、対象事業、応募方法及びその他の留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として採択された場合には、平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（CO2削減ポテンシャル診断推進事業）に係る交付規程（以下「交付規程」という。）に従って手続等を行っていただくことになります。

## 補助金の応募をされる皆様へ

本補助金は国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、組合としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点を充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- (1) 応募の申請者が組合に提出する応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消、補助金の返還等の措置をとることがあります。なお、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。
- (2) 組合から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、交付規程に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
- (3) 組合は補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- (4) なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

## 目 次

1. 本補助金の目的	・ ・ ・ ・ 3
2. 本補助金の事業内容	・ ・ ・ ・ 4
3. 診断事業の手順（補助対象事業の選定、補助金の交付等）	・ ・ ・ ・ 6
4. 応募に当たっての留意事項	・ ・ ・ 1 1
5. 応募の方法	・ ・ ・ 1 1
6. 問い合わせ先	・ ・ ・ 1 4
7. 情報の取り扱い	・ ・ ・ 1 5
8. エネルギー起源二酸化炭素排出量の計算	・ ・ ・ 1 5
○補助対象経費からの消費税額の除外について	・ ・ ・ 2 0
○本補助金における利益等排除について	・ ・ ・ 2 2
1. 利益等排除の対象範囲	
2. 利益排除の方法	
別紙 1 暴力団排除に関する誓約事項	・ ・ ・ 2 3
別紙 2 個人情報のお取り扱いについて	・ ・ ・ 2 4
(添付資料)	
・ 様式 1 応募申請書	
・ 様式 2 診断を希望する事業所の概要	
・ 日本標準産業分類コード表	
・ 様式 2 別添 エネルギー起源二酸化炭素排出量計算書	
・ 環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針	

## 1. 本補助金の目的

電力価格の上昇や、火力発電量の増加により二酸化炭素排出量の増加が懸念され、さらなる二酸化炭素削減への経済的且つ効果的な対策が急務となっています。

このため、工場や業務用ビル等の事業所における既存機器の運用改善や高効率設備の導入等を促進する必要があり、短期間で投資回収可能な対策技術に関する適切な情報提供や投資リスクの低減など、経済性に優れた効果的な対策の提案を行っていくことが重要です。

本補助金は、工場や業務用ビル等の事業所におけるエネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための CO2 削減ポテンシャル診断推進事業の実施を支援することにより、事業者自身の取組による設備機器の効率的な運用や低炭素機器の普及を促進し、もって地球環境保全に資することを目的としています。

本補助金の執行は、関係法令及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。

具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）（以下「施行令」という。）及びその他の法令の定め並びに二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（CO2 削減ポテンシャル診断推進事業）交付要綱（環地温発第16040138）（以下「交付要綱」という。）及びCO2 ポテンシャル診断推進事業実施要領（環地温発第16040144（以下「実施要領」という。）の規定によるほか、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（CO2 削減ポテンシャル診断推進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）の定めるところに従い実施していただきます。

万が一、これらの規定が守られず、組合の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取消の措置をとることもあります。

- ・ 補助事業開始は、交付規程に定める場合を除き交付決定日以降となります。
- ・ 補助事業完了後も、事業報告書（診断結果の活用状況等）の提出が必要です。
- ・ これらの義務が十分果たされないときは、組合より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定の取消やそれに伴う補助金の返還を命ずることもあります。

## 2. 本補助金の事業内容

### (1) 事業概要

本補助金の交付の決定を受けた「組合」は、工場及び業務用ビル等の事業所（以下「受診事業所」という。）を対象に、公募により募集する診断機関による CO2 削減ポテンシャル診断を実施いただきます。組合が受診事業所において適用可能な具体的な二酸化炭素削減対策（設備更新・導入、運用改善等の対策方法別の二酸化炭素削減量及び実施に係るコスト等）の提案を受ける事業に対し、当該事業を行うために必要な経費を補助金として交付します。診断結果は受診事業者により組合及び環境省に報告され、受診事業所における今後の二酸化炭素削減対策の実施検討に活用していただくことが期待されます。

### (2) 補助金の対象となる応募申請者及び対象事業所

補助金の交付を申請できる者は、次のいずれかの者としします。

- a 民間企業
- b 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- c 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- d 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- e 法律により直接設立された法人（該当する場合は、それを証する行政機関から通知された許可証等の写しを提出のこと。）
- f その他環境大臣の承認を経て組合が適当と認める者

### (3) 受診事業所の要件

下記に示すア及びイをいずれも満たすことを応募申請の要件としします。

- ア 直近年度における二酸化炭素の年間排出量が50トン以上3000トン未満の事業所であること。
- イ 過年度に環境省の「CO2 削減ポテンシャル診断」を受診していないこと。但し、受診のあった同一事業者であっても別の事業所であれば応募可とします。
- ウ 財務諸表の貸借対照表で2期連続で債務超過がなく、適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- エ 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること。
- オ 必要な応募申請書類が指定された期限内に全て提出されていること。

#### (4) 補助金の算定方法

交付申請額の上限は表1に掲げるとおりです。

補助金の交付額（支払額）は下記申請額のうち、組合から認められた交付決定額と実際に補助事業に要した経費を比較して少ない方の額とします。

(表1) 消費税課税義務者の基準額

年間 CO2 排出量	募集コース	上限額 (税別)
50 t 以上 3,000 t 未満	計測あり	100万円
	計測なし	50万円

※計測ありのコース（設備等のエネルギー使用量等を計測する場合）

受診事業所が所有する資料の分析、現地調査に加え、受診事業所のエネルギー計測（数日～1週間程度を予定）による診断を実施。

※計測なしのコース（設備等のエネルギー使用量等を計測しない場合）

受診事業所が所有する資料（エネルギー使用状況、保有設備に関する資料、過去の診断結果等）の分析、現地調査（現場ヒアリング・現場確認等）により診断を実施。

なお、地方公共団体等の消費税免税事業者における消費税の取り扱いについては、本事業に要する経費を一般会計で処理される場合、表2に掲げるとおり定額の補助金に消費税をかけた金額を申請できるものとします。

ただし、地方の公共団体等の特別会計等で消費税課税義務者となっておられる事業所が申請される場合は、他の事業者と同様消費税抜きの額を交付します。

地方公共団体等で消費税免税事業者の場合の基準額

{消費税込み（定額×1.08）で申請出来る場合の上限}は下記のとおり。

(表2) 消費税免税事業者の基準額

年間 CO2 排出量	募集コース	上限額 (税込)
50 t 以上 3,000 t 未満	計測あり	108万円
	計測なし	54万円

#### (5) 補助対象経費

CO2削減ポテンシャル診断推進事業に係る委託料が補助対象であり、組合より交付決

定を通知した後に発注等を行った経費に限ります。

### (6) 診断実施期間

交付決定の日から平成28年12月28日までに事業を終了するものといたします。

なお、個々の受診事業所の診断の実施期間については、組合からの交付決定通知書に記載される期間に従っていただきます。

### (7) 完了実績報告書の提出

事業完了後、完了実績報告書を提出いただきますが、完了実績報告書の提出に当たっては以下2点を診断機関から受領の上、添付する必要がありますので留意してください。

- ・ 診断結果報告書
- ・ 診断機関からの領収書

## 3. 診断事業の手順（受診事業所の選定、補助金の交付等）

### (1) 応募申請

応募申請書に、希望する診断のコースや診断内容、実施時期、及び年間CO<sub>2</sub>排出量等、

5. (1) 応募書類に掲げる書類を作成し、提出してください。

**公募期間 : 平成28年5月2日(月)～平成28年5月31日(火) 17時必着**

### (2) 診断機関の選定方法

診断機関の選定は、応募者自身で行っていただきます。

環境省の「事業者のためのCO<sub>2</sub>削減対策Navi」(<http://co2-portal.env.go.jp/>)上に掲載される「診断機関リスト」より地域、業種等を勘案し、選定してください。

2. (2) 及び (3) に掲げる要件に適合する応募申請であっても、次の事項に該当する場合は、不採択とする場合がありますのでご了承ください。

- ・ 応募申請書に診断機関の記載がない場合。
- ・ 診断する主要設備の内容や実施時期等の事情により診断事業が実施できないと判断した場合。

また、申請内容の一部が実施不可能と判断した場合は、補助金の減額を行う場合があります。

### (3) 採択の通知

一般公募を行い、選定します。

応募者より提出された応募申請書等をもとに、2. (2) 及び (3) に掲げる要件を満たしているか審査を行い、組合より採択の可否を通知します。その際、診断機関名とあわせて診断事業完了予定日をお知らせします。

書類審査は原則として**先着順**になります。不備のあった応募書類は後ろに回して、書類が揃った段階で受付、審査を行います。

なお、同一法人、事業者、団体の場合の採択できる事業所は、3事業所以内となります。

申請内容の一部が実施不可能と判断した場合は、補助金の減額を行う場合があります。なお、審査結果に対するご意見は対応致しかねます。

#### (4) 交付申請

採択通知を受けた事業者は、診断事業をスムーズに進めるため、補助金の交付申請を3週間以内に組合に提出していただきます(申請手続等は「交付規程」を参照願います。)

組合は、提出された交付申請書の内容について次の事項等を審査し、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・申請に係る補助事業の計画が整っていること。
- ・補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。)の対象経費を含まないこと。
- ・補助対象経費以外の経費を含まないこと。

#### (5) 契約書の締結

受診事業所は、組合からの交付決定を受けた後に、事業開始することとなります。

受診事業所が診断機関を含む事業者等と委託等の契約を締結(注文書および注文請書)する際には、以下にご留意ください。

- ・契約日及び発注日が交付決定日以降となるよう注意してください。
- ・契約書には診断事業に要した経費(診断機関の人件費等)の根拠資料(人件費単価が確認できる資料、作業日報、旅費交通費利用時の領収書等)の提出を求める内容を記載してください。
- ・受診事業所は、補助事業の内容を変更しようとするとき(ただし、軽微な変更を除く)は、補助金計画変更承認申請書を組合に提出する必要があります。



## (6) 遂行状況報告の実施

診断機関と診断内容を適宜協議し、診断を実施してください。

診断の遂行状況は、組合からの要求があった時は速やかに報告してください。

計画変更がある場合は、速やかに組合へ相談・申請をしてください。

## (7) 診断結果報告書の受領

診断機関から診断結果報告書を受取りの上、報告会の実施およびその議事録を作成してください。

## (8) 診断費用の支払い・領収書の受領

診断機関に診断費用を支払い、領収書を取得してください。

※ポテンシャル診断事業の完了とは、  
原則として、受診事業所が、診断機関より診断結果報告書（交付規程様式第10別紙1）を受領し、診断費用の支払いを済ませ、領収書を受領していることとします。

## (9) 完了実績報告書の作成・提出

補助事業が完了した場合は、その完了後30日以内又は当該年度の1月27日のいずれか早い日までに補助金の完了実績報告書を組合宛て提出していただきます。

その際、事業の実施期間内に支払いが完了する経費が補助対象経費となります。

完了実績報告書には診断機関からの領収書（経費内訳書添付のこと）を添付することとしますが、完了実績報告書提出期限までに領収書を添付できない場合は、診断機関からの請求書（経費内訳書添付のこと）でも可とします。

組合は、受診事業所から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、受診事業所に交付額の確定通知をします。

なお、補助対象経費の中に関係会社に対し支払った経費がある場合、利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とします。（詳細はP18「本補助金における利益等排除について」参照。）

## (10) 補助金精算払請求書の提出

受診事業所は、組合から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、組合から補助金を支払います。

なお、完了実績報告時、診断機関からの請求書を添付されている方は、精算払請求書を提出する際に、必ず領収書を添付してください。

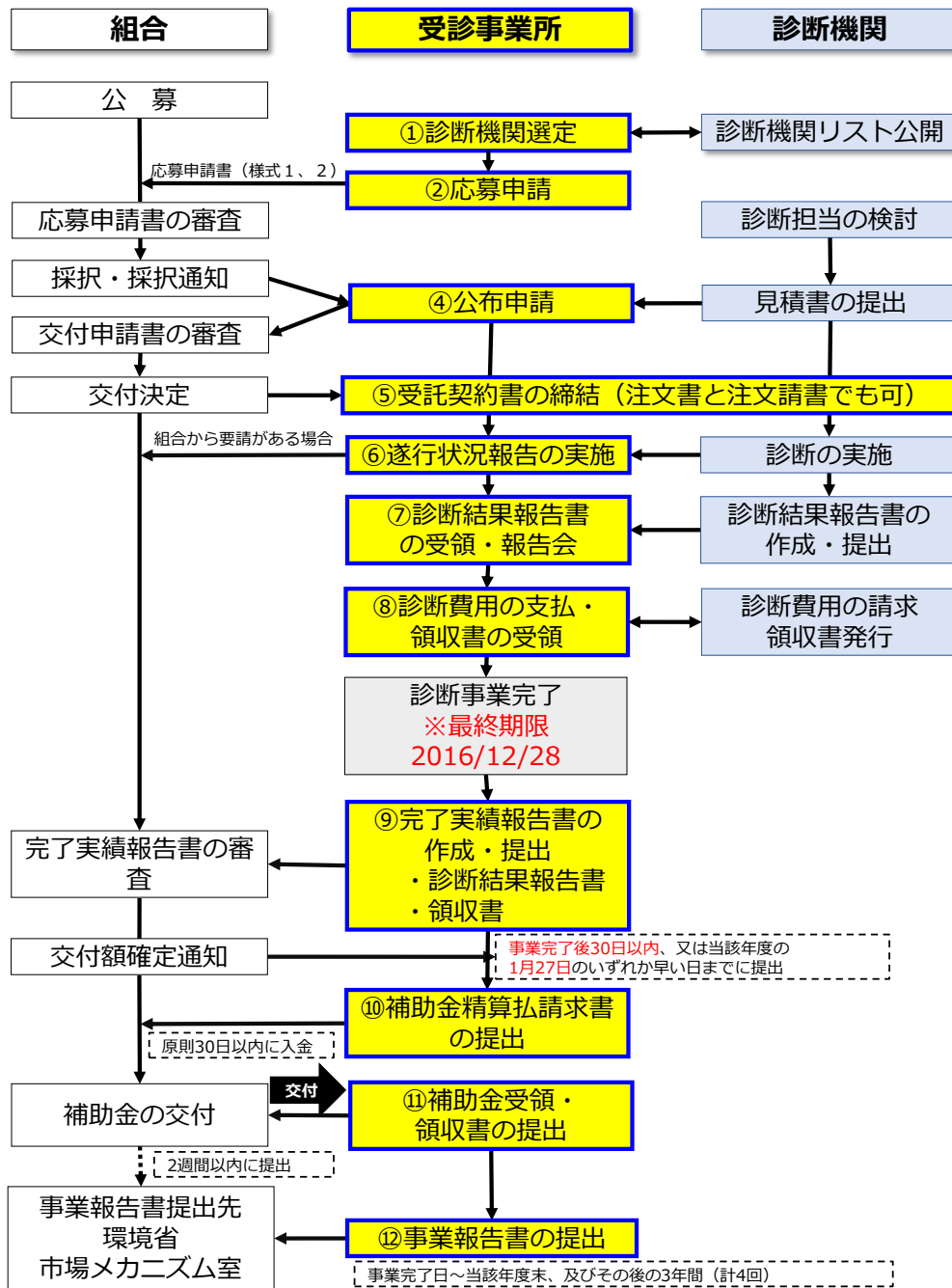
#### (1 1) 補助金受領・領収書の提出

組合は、原則 30 日以内に指定口座に振り込みます。  
入金確認後、2 週間以内に領収書を組合に提出してください。

#### (1 2) 事業報告書の提出

事業完了日～当該年度末、及びその後の 3 年間は、二酸化炭素削減効果に関する事業報告書を毎年度提出していただくことになります(補助金の経理書類は 5 年間保管)。  
上記 (1) ～ (1 2) の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

(参考) 診断事業のフロー図



※診断の内容、進め方の詳細は、受診事業所と実施する診断機関とで調整の上決定いたします。

事業の実施状況を適宜組合へご報告いただきます。

## 4. 応募に当たっての留意事項

### (1) 事業報告書の提出

補助事業の完了後は、環境省において診断結果の活用状況等の把握を行うために、事業報告書を提出していただきます。

受診事業所は、補助事業が完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間）の診断結果の活用状況等についての報告書を環境省に提出するものとします。

### (2) 補助金の経理等

補助事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請求書、領収書等支払を証する書類等、経費に係る書類）は、他の経理と明確に区分して管理し、常にその書類を明らかにしておく必要があります。

これらの書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

### (3) 不正に対する交付決定の取り消し、罰則の適用

本補助金の交付については、交付決定額の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによることとします。

万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた上で、ご応募ください。

## 5. 応募の方法

### (1) 応募書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次の①～⑧に示すとおりです。

応募書類のうち、①、②、③については、必ず組合ホームページの電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

提出書類	紙書類	DVD-R 又は CD-R
① 応募申請書 【別紙様式1】(Word(.doc)形式)	原本	押印した原本の PDF と Word
② 診断を希望する事業所の概要 【別紙様式2】(Word(.doc)形式)	写し	Word
③ エネルギー起源二酸化炭素排出量計算書 【別紙様式2 (別添)】(Excel(.xls)形式)	写し	Excel
④ 企業パンフレット等業務概要がわかる資料	写し	PDF
⑤ 定款又は寄附行為	写し	PDF
⑥ 直近2期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）	写し	PDF
⑦ 行政機関から通知された許可書等 法律によって直接設立された法人に該当する場合	写し	PDF
⑧ その他根拠資料および参考資料	写し	PDF

#### ① 応募申請書

【別紙様式1】(Word(.doc)形式)に応募者の住所、氏名および社印等を押印してください。DVD-R 又は CD-R には、社印等を押印した原本の PDF と Word を保存してください。

#### ② 診断を希望する事業所の概要

【別紙様式2】(Word(.doc)形式)には、特に任意記入とのことわりがない限りすべての欄に記入してください。

#### ③ エネルギー起源二酸化炭素排出量計算書

【別紙様式2 (別添)】(Excel(.xls)形式)には、8. (3) エネルギー起源二酸化炭素排出量計算書の記入方法を参考にして記入してください。

④ 企業パンフレット等業務概要がわかる資料

事業者または事業所の業務概要がわかる企業パンフレットや会社（事業所）案内などを添付してください。

⑤ 定款又は寄附行為

事業者または事業所および団体等の定款又は寄付行為を添付してください。

⑥ 直近2期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

応募の申請時に、法人の設立から2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表、損益計算書を提出してください。

⑦ 行政機関から通知された許可書

2.（2）に示す対象となる応募申請者のうち e「法律によって直接設立された法人」に該当する場合は、それを証する行政機関から通知された許可書等の写しを添付してください。

⑧ その他根拠資料および参考資料

燃料販売会社や電気供給会社からのエネルギー使用量一覧表、または請求書等のエネルギーの使用量がわかる根拠書類を添付してください。

※2.（2）に示す対象となる応募申請者のうち d「都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合」に該当する場合は上記④、⑤、⑥の提出は不要です。

## （2）応募書類の提出方法及び提出先

（1）の書類（紙）と電子媒体を提出期限までに、書留郵便や宅配便等の配達記録が残る方法で下記提出先へ郵送してください（提出期限必着）。

応募書類は、封書に入れ、宛名面に、応募事業所名及び「平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（CO2削減ポテンシャル診断推進事業）応募書類」と朱書きで明記してください。

※ 個人情報の取り扱いについては別紙2「個人情報のお取り扱いについて」にご同意の上ご提出ください。

《提出先》

一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合

〒163-0237 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル37階

### (3) 提出部数

- ・(1) に示す①～⑧の書類(紙)を、1部を提出してください。
- ・当該書類の電子データを保存した電子媒体(CD-R又はDVD-R)1部を提出してください(電子媒体のレーベル面には、事業所名を必ず記載してください)。なお、提出いただきました応募書類は返却しませんので写しを控えておいてください。

### (4) 公募期間(再掲)

**公募期間 : 平成28年5月2日(月)～平成28年5月31日(火) 17時必着**

公募期間以降に組合に到着した書類のうち、遅延が組合の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。

## 6. 説明会の開催

補助金に係る説明会を、下記の通り開催いたします。

開催日	開催地	受付	説明会	会 場
4月25日 (月)	東 京	9:30	10:00-11:30	TKP 信濃町ビジネスセンターホール1
		13:00	13:30-15:00	新宿区信濃町34 トーシン信濃町駅前ビル5階
4月26日 (火)	北海道	10:00	10:30-12:00	サッポロカンファレンスルームカンファレンスB 札幌市中央区南2条西2-10 富樫ビル6階
	愛 知	9:00	9:30-11:00	TKP 名古屋栄カンファアレンスセンターカンファレ ンスルーム7A 名古屋市中区栄3-2-3 名古屋日興証券ビル7階
	大 阪	15:00	15:30-17:00	貸し会議室 AAホール 大阪府中央区淡路町3-2-9 エビスビル1階
4月27日 (水)	福 岡	13:00	13:30-15:00	福岡合同庁舎本館8階 共用第7会議室 福岡市博多区博多駅前東2-22-1 福岡合同庁舎内

※詳細については、組合ホームページに掲載いたします。

《組合ホームページ》 <http://www.lcep.jp>

## 7. 問い合わせ先



問い合わせは、極力電子メールを利用し、メール件名を「受診事業所の公募に関する問い合わせ（〇〇株式会社〇〇事業所）」とし、括弧内に事業者名と事業所名を記入してください。

<問い合わせ先>

一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合

担当：田脇・河口・中島・石原

E-mail：gyomu-ml@lcep.jp

TEL：03-5909-0677

FAX：03-5909-0678

<問い合わせ期間>

平成28年5月2日（月）～平成28年5月31日（火）

<問い合わせ時間>

9時30分～12時00分及び13時00分～17時00分  
月曜日～金曜日（土日、祝祭日除く）

## 8. 情報の取り扱い

### (1) 情報の取り扱いについて

- ①応募申請書に記載された情報は、環境省、組合、及び候補となる診断機関の担当者限りの取り扱いといたします。
- ②採択された事業者名及び事業所名は公表いたします。
- ③診断結果報告書は、診断機関より受診事業所及び組合へ報告されます。  
また、組合は受診事業所毎の診断結果報告書を環境省に提出いたします。

### (2) 診断結果の活用について

診断結果については、環境省において効果的な二酸化炭素削減対策の取りまとめ、二酸化炭素削減対策の導入ポテンシャルの把握・普及広報などにも活用していく予定です。同意いただいた企業・事業所については、個別事例として紹介させていただきたいので、是非ご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。

## 8. エネルギー起源二酸化炭素排出量の計算

### (1) 算定対象ガス

事業所からの二酸化炭素排出量の算定に当たっては、エネルギー起源二酸化炭素排出量の算定対象とします。すなわち、重油や天然ガス等のガス等の燃料、他人から供給された電気や熱といったエネルギーの使用に伴って排出される二酸化炭素となります。一方で、セメントの製造等に伴う非エネルギー起源二酸化炭素や二酸化炭素以外の温室効果ガスは算定対象外となります。

### (2) 算定方法

エネルギー起源二酸化炭素排出量の算定は、以下の方法によって行います。

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{エネルギー使用量} \times \text{排出係数}$$

「事業所における平成 年度のエネルギー起源二酸化炭素排出量計算書」にエネルギー使用量を記入することで、自動的に計算することができます。

エネルギー使用量は、燃料販売会社や電気事業者からの月ごとの請求書、または支払証明書及び計量器による実測に基づく方法によって確認することができます。

### (3) エネルギー起源二酸化炭素排出量計算書の記入方法について

組合のホームページから、計算書（応募様式2別添 二酸化炭素排出量計算書（受診事業所）。xls）をダウンロードしてください。

事業所における平成 [ ] 年度（平成 年 月 ～ 平成 年 月）のエネルギー起源二酸化炭素排出量計算書

事業所名 [ ]  
法人名 [ ]

使用量の実績を水色のセルに記入して下さい。  
 ・水色のセルに記入してください  
 ・No.1～12のエネルギー使用量は、別紙エネルギー使用量記入書（No.1～12）に記入してください。  
 ・No.13～24のエネルギー使用量は、別紙エネルギー使用量記入書（No.13～24）に記入してください。  
 ・No.25～32のエネルギー使用量は、別紙エネルギー使用量記入書（No.25～32）に記入してください。  
 ・「その他の燃料」を使用している場合、その燃料の名前の入力、各係数を設定してください。その場合、根拠となる資料を添付してください。  
 ・都市ガスの発熱量換算係数は、診断結果報告書と同じ値にしてください。  
 ・買電（その他の電気事業者）の二酸化炭素換算係数は、診断結果報告書と同じ値にしてください。

No.	エネルギーの種類	単位	エネルギー使用量	CO <sub>2</sub> 排出量	発熱量換算係数	炭素（二酸化炭素）排出係数
1	原油(コンデンセートを除く。)	kL	0.0	0	38.2 GJ/kL	0.0187 tC/GJ
2	コンデンセート(NGL)	kL	0.0	0	35.3 GJ/kL	0.0184 tC/GJ
3	ガソリン	kL	0.0	0	34.6 GJ/kL	0.0183 tC/GJ
4	ナフサ	kL	0.0	0	33.6 GJ/kL	0.0182 tC/GJ
5	灯油	kL	0.0	0	36.7 GJ/kL	0.0185 tC/GJ
6						187 tC/GJ
7						189 tC/GJ
8						195 tC/GJ
9						208 tC/GJ
10						254 tC/GJ
11	液化石油ガス(LPG)	t	0.0	0	50.8 GJ/t	0.0161 tC/GJ
12	石油系炭化水素ガス	千m <sup>3</sup>	0.0	0	44.9 GJ/千m <sup>3</sup>	0.0142 tC/GJ

【集計用】エネルギー起源二酸化炭素排出量計算書 | エネルギー使用量記入書 (1～12) | エネルギー使用量記入書 (1: ...)

エネルギー使用量を入力するワークシートには、月ごとの各エネルギーの使用量を入力する表があります。燃料販売会社や電気事業者からの請求書や支払証明書をもとに、各セルに入力してください。

燃料販売会社や電気事業者からの年間エネルギー使用量一覧表または月ごとの請求書は、必ず根拠資料として添付していただく必要があります。

尚、年間エネルギー使用量一覧表は燃料販売会社や電気事業者が発行・押印した書類に限ります。（ダウンロードした公募様式中のサンプル書式をご参考ください）

1	原油(コンデンセートを除く。)	[kl]						
4月			10.000					
5月			8.000					
6月			9.000					
7月			12.000					
8月			15.000					
9月			13.000					
10月			9.000					
11月			10.000					
12月			11.000					
1月			12.000					
2月			13.000					
3月			11.000					
計			133.000					

燃料販売会社や電気会社等からの請求書等、エネルギーの使用量がわかる書類から、**エネルギーの種類ごとの月別の使用量を入力** (根拠資料として請求書等を添付)

年間のエネルギー使用量とCO2排出量が自動で計算されます。

No.	エネルギーの種類	単位	エネルギー使用量	CO <sub>2</sub> 量	発熱量 換算係数	炭素(二酸化炭素) 排出係数
1	原油(コンデンセートを除く。)	kl	133.0	348	38.2	0.0187
2	コンデンセート(NGL)	kl	0.0	0	35.3	0.0184
3	ガソリン	kl	0.0	0	34.6	0.0183
4	ナフサ	kl	0.0	0	33.6	0.0182

入力を行うと、エネルギー使用量の年間合計値が自動で計算されるとともに、二酸化炭素排出量を計算するワークシートに、当該合計値と二酸化炭素排出量が自動で算出されます。

## ○補助対象経費からの消費税額の除外について

消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない事業者（免税事業者等）でない限り、課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を消費税の確定申告により控除できる制度です。

税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者には消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上げに伴う預かり消費税の対象にはなりません。

しかし、補助金として受け補助事業において支払った消費税は、その全部又は一部が支払い消費税の対象になるため、当該補助事業者は、自らが負担したわけではない補助金分の消費税についても、補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額控除を受けることになります。

このため、交付申請書の補助金申請額の算定は、以下のように行ってください。

消費税及び地方消費税相当額（以下、「消費税等相当額」という。）は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税等相当額を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者
- ④消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者

以上の法人で、消費税等相当額を補助対象経費に含めて算定し交付申請を行う場合、次の各項目における確認事項を確認させていただきます。また、補助事業終了後には交付規程に基づき消費税の確定申告に伴う報告書の提出等を求め、補助金に係る消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還させていただきます。

### ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者

#### 【確認事項】

消費税法第5条の規定により納税義務者とならない者であること

## ②免税事業者である補助事業者

課税期間（事業年度）の基準期間（その事業年度の前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下であり、課税事業者を選択していないこと。

ただし、基準期間が1年でない法人の場合、原則として1年相当に換算した金額により判定する。また、新設された法人については、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の額が1,000万円以上でないこと。

### 【確認事項】

- (1) 課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であること。
- (2) 課税事業者を選択していないこと。
- (3) 国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付規程に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと。

## ③消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者

その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下であり、簡易課税制度を選択していること。

### 【確認事項】

- (1) 課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下であること。
- (2) 消費税簡易課税制度選択届出書が提出されていること。
- (3) 消費税簡易課税制度選択不適用届出書が提出されていないこと。
- (4) 国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付規程に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと。

## ④消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者

消費税法別表3に掲げる法人（特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人等を含む）に該当すること。

### 【確認事項】

- (1) 補助事業終了後、特定収入割合を証明する計算書類の提出を求めること。
- (2) 特定収入割合が5%以下になった場合、交付規程に基づく消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと。

## ○本補助金における利益等排除について

本補助金において、補助対象経費の中に関係会社に対し支払った経費がある場合、補助対象事業の実績額の中に受診事業所の利益等相当分が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで、本補助金においても、今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

### 記

#### 1. 利益等排除の対象範囲

受診事業所が以下の（１）又は（２）の関係にある会社から二酸化炭素削減ポテンシャル診断を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている関係会社（親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社）を用います。

- （１）100%同一の資本に属するグループ企業
- （２）受診事業所の関係会社（上記（１）を除く）

#### 2. 利益等排除の方法

##### （１）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

当該会社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

##### （２）受診事業所の関係会社（上記（１）を除く）からの調達の場合

当該会社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、申請書の提出をもって誓約します。

#### 記

- (1) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (1) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。



## 個人情報のお取り扱いについて

ご記入いただく情報は、「個人情報」に該当しますので、一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合（以下「組合」という。）が、記入いただきました個人情報の保護のため、必要なセキュリティ対策を講じ適切に取扱います。具体的には、以下のように対応させていただきますので、ご同意の上で、ご記入下さいますようお願いいたします。

1. 個人情報の取扱いは、組合の「個人情報保護規定」に従って対応いたします。規定については、ウェブサイトでご確認ください。
2. ご記入いただいた個人情報は、以下の目的のためにのみ利用します。
  - (1) 平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金（CO2削減ポテンシャル診断推進事業）（以下「補助事業」という。）の運営管理のための連絡。
  - (2) 個人情報を取り扱う業務を外部事業者に委託する予定はありません。
  - (3) 利用目的終了後は、組合管理分については組合が責任を持って廃棄いたします。
3. その他
  - (1) 環境省では、事業の成果を全国に広く広報する活動を行っています。同意いただいた企業・事業所については、個別事例として紹介させていただきたいので、是非ご理解とご協力のほど宜しくお願い致します。
  - (2) さらに、それ以外の目的で個人情報を利用させていただきたい場合が生じた時は、改めて目的をお知らせし、同意を得るものといたします。

### 【個人情報の取扱いに関するご連絡先、苦情・相談窓口】

※開示、訂正、利用停止等のお申し出は、下記窓口までご連絡下さい。

一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合

電話：03-5909-0677、FAX：03-5909-0678

E-mail：gyomu-ml@lcep.jp

URL： <http://www.lcep.jp/>

### 【組合の個人情報保護管理者】

一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合

常務理事 岩渕 光男